

静岡市民文化会館
再整備基本構想・基本計画

令和4年1月

静岡市

目次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 第1章 基本構想..... | 2 |
| I. これまでの経緯..... | 2 |
| II. 文化芸術を取り巻く国内の状況..... | 3 |
| III. 文化芸術をとりまく静岡市の状況..... | 3 |
| IV. 静岡市民文化会館の現状と課題..... | 6 |
| V. 基本理念..... | 9 |
| VI. 静岡市民文化会館とまちづくり(将来像)..... | 11 |
| 第2章 基本計画..... | 13 |
| I. 創造的改修にあたっての基本的な考え方..... | 13 |
| II. 敷地計画..... | 15 |
| III. 施設計画..... | 17 |
| IV. 再整備後の市民文化会館における管理運営..... | 27 |
| 第3章 今後の進め方について..... | 30 |
| I. 再整備費用..... | 30 |
| II. 再整備手法の検討..... | 31 |
| III. 事業スケジュール..... | 32 |
| IV. 参考:基本設計への引継ぎ事項..... | 33 |

はじめに

静岡市は、市民の芸術文化の向上を図るための施設として「静岡市民文化会館（以下、「市民文化会館」という。）」「静岡市清水文化会館（マリナート）」〈平成 24（2012）年開館〉、市民の音楽文化等の向上を図るための施設として室内楽専用ホール「静岡音楽館（A O I）」〈平成 7（1995）年開館〉のホール 3 施設を有し、様々な事業を展開しています。

特に、約 2,000 席のホールを持つ市民文化会館は、市民の文化活動の発表の場や、コンサート、演劇、展覧会など様々な文化芸術¹に触れる機会の拡充という目的達成のため中心的役割を担っています。

一方、市民文化会館は昭和 53（1978）年に開館して以来 43 年を経過し、劇場施設や舞台機構の老朽化が進んでおり、その都度応急的な措置は講じてきたものの、施設に求められる耐震性能等の安全性の確保及び提供するサービスの質の向上の両面から抜本的な改善が求められています。

また、社会の変化に対応し、国において平成 24（2012）年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）が制定、平成 29（2017）年には、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」へと改正されました。市民文化会館を取り巻く環境は大きく変化しており、文化芸術の振興に加え隣接分野との連携や、劇場法に記されている「新しい広場」「世界への窓」等としての社会の新たなニーズに対応できる施設への転換が求められています。

再整備後の施設は、市民の文化芸術活動の発表の場や、コンサート、演劇、展覧会など様々な文化芸術に触れる機会の拡充を主軸としつつ、他の市有施設、民間の施設や、周辺で進む“まちづくり”と連動して、静岡市の進める「まちは劇場」政策の次世代の拠点として、市民市内外の利用者など幅広い層からの支持を得られるものとなることが求められます。

なお、「静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画」（以下、「基本構想・基本計画」という。）は、「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」〈平成 30（2018）年度〉及び「静岡市民文化会館再整備方針」〈令和元（2019）年度〉を踏まえ、市民ワークショップ等で行った市民意見の聴取や関係者のヒアリング結果を反映し、市民文化会館の再整備に向けて、備えるべき機能と価値、解決すべき課題と解決方法、改修の概要等について取りまとめたものです。

¹ 本基本構想・基本計画において、「文化芸術」の用語の意義は文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）に準ずる。

第1章 基本構想

I. これまでの経緯

昭和 53（1978）年に開館した市民文化会館は、立地の優位性と席数の多さ、使い勝手の良さから高い稼働率を誇り、文化芸術の拠点として親しまれてきました。しかし開館から 43 年を超え、施設及び設備の老朽化、耐震性能の一部不足、特定天井²対策、バリアフリー³への未対応など、すべての利用者が安全・安心に利用するためのサービス水準の確保や、劇場法に位置付けられている「新しい広場」として日常的に人々が訪れる施設としての機能付加が求められており、再整備が必要となっています。

一方、本市では駿府城三の丸及びその周辺エリアの歴史文化拠点づくりを通じた静岡都心の活力向上、「世界に輝く静岡」の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs⁴）の追求を進めてきました。

このエリアの一翼を担う市民文化会館の再整備を検討するにあたり、まず、平成 30 年度にはアリーナを含めた複合施設として整備する可能性について検討しました。「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」において、建物のボリューム増加による周辺景観への影響、ゆとり空間減少による運営の困難さ、道路渋滞の発生、長期休館による文化活動の停滞等を理由に本敷地においてはアリーナを複合せず、市民文化会館の再整備のみを行う方針を定めました。さらに令和元年度においては「案 1 安心・安全改修」「案 2 創造的改修」「案 3 地上部改築」「案 4 全面改築」の 4 案をもとに再整備の具体的な方針について検討し、令和 2（2020）年 3 月に「静岡市民文化会館再整備方針」（以下、「再整備方針」という。）として、機能回復や安全・安心、ホール機能の向上に加えてより使いやすく、創造活動に寄与する劇場づくりを目指す「案 2 創造的改修」を行うという考えを示しました。

このたびの「基本構想・基本計画」では、まず新たに生まれ変わる市民文化会館の基本理念を定め、その実現に向かって必要な施設の改修のあり方、新たな文化会館の運営方針等について定めています。

なお、この「基本構想・基本計画」では、令和元年度の再整備方針に引き続いて行った市民ワークショップ、関係者等へのヒアリングにより様々なご意見をいただき、基本理念や施設計画等に反映しています。

² 吊り天井であり、高さ 6 m 超、面積 200 m² 超、質量 2 kg/m² 超で人が日常的に利用する場所に設置されているものを指す。東日本大震災等を受け、脱落・落下防止対策が必要となっている。

³ 平成 28（2016）年制定のバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に準じるとともに、また静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（平成 14 年 10 月策定）の重点整備地区に含まれることから市民文化会館内もバリアフリーであることが望まれている。

⁴ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。平成 27（2015）年の国連サミットで採決された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

II. 文化芸術を取り巻く国内の状況

「文化芸術基本法」（平成 29 年 6 月施行）や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年 6 月施行）、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成 24 年 6 月施行）により、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育等の隣接分野と連携すること、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策の推進、また劇場、音楽堂等に関わる人材が連携して次世代の育成に取り組むことで、文化芸術が地域課題解決に寄与し、地域社会の成熟を促す役割を担うことが期待されています。

| |
|--|
| 文化芸術基本法 |
| 平成 13（2001）年 12 月に制定された文化芸術振興基本法の改正という形で、平成 29（2017）年 6 月に制定された国の文化芸術政策の指針を定めた法律。文化芸術に関する活動の自主性を基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としている。 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術固有の意義と価値を尊重しながらも、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との有機的な連携を図るべきであるとしている。 |
| 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 |
| 文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図ることを目的として平成 30（2018）年 6 月に施行された。 国及び地方公共団体は、障がい者の文化芸術の鑑賞、創造、発表等の機会の拡大・確保、評価と権利の保護、販売支援、交流の促進などを図るものとしている。 |
| 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 |
| 平成 24（2012）年 6 月施行された、劇場・音楽堂等の役割を明らかにした法律。 劇場・ホール等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じた実演芸術の振興、ひいては活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。 劇場、音楽堂等は公共財となり、「新しい広場」として地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能となること、「世界への窓」として国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与することが望まれている。 |

III. 文化芸術をとりまく静岡市の状況

1. 「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」及び文化振興計画

本市では、芸術文化⁵及び歴史文化⁶に代表される市の文化の振興に関して基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、もって個性豊かな文化の創造及び文化を活かした交流による活力あふれるまちづくりに寄与することを目的として、平成 28（2016）年 4 月に「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」を施行しました。

これを受けて「静岡市文化振興審議会」を設置し、統合的かつ持続的な文化の振興を図り魅力あるまちづくりに活かすための具体的な取り組みを検討し、平成 29（2017）年 3 月に「静岡市文化振興計画（2017⇒2022）」を策定しました。

⁵ 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。

⁶ 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。

2. 「まちは劇場」

本市では総合計画を始めとした各計画において「まちは劇場」という考え方を推進し、産業振興、まちづくり、ひとづくりに活かしています。

「まちは劇場」とは、人と人、アーティストと市民、広場と広場など、多様なモノ・コトをつなげ、人間的なスケールで生き生きとした、安全で健康的なまちを目指す”市民が主役のまちづくり”です。

本市に根付いた大道芸や演劇、音楽などの文化芸術の持つ創造性を活かし、市民の文化芸術への気軽な参加や活動を通じたシビックプライド⁷の醸成を促すとともに、しずおか文化を活用したシティプロモーションを推進し、コンパクトな市街地において交流人口を増やして地域経済への波及効果の最大化を図っています。



「まちは劇場」4つの方針

1. 「わくわくドキドキ」を感じてもらう仕掛けづくり
2. 「わくわくドキドキ」の担い手育成
3. 「わくわくドキドキ」に出会える場の創出
4. 「わくわくドキドキ」を伝える情報発信

3. 中心市街地の活性化

本市では、第2期中心市街地活性化基本計画において、市民文化会館が立地する JR 静岡駅周辺について「わくわく ドキドキ”にぎわいと活力のまち”」「てくてく らくらく”あちこち巡るずっと居たいまち」といった地域経済活性化、回遊性向上等に資することを目指すものとし、商業・観光・業務・情報など、市民の日常生活を支え、豊かにする各種機能の充足、徒歩や自転車、公共交通、マイカー等、多様な移動手段で居住地から来街できる環境づくり、子どもや高齢者、障がいの有無等によらず、誰もが安全・安心、快適に滞在できる環境づくり等を進めるものとしています。

4. 市内文化施設の整備状況

(1) 歴史文化施設の整備

市民文化会館と同じ駿府城地区において、徳川家康や今川義元、東海道に関する資料を展示する歴史文化施設の整備を進めています。令和3（2021）年の開館を予定していましたが、建設予定地から「戦国末期の道と石垣」の遺構が発見されたため設計の見直しを行い、令和5（2023）年春の開館を目指して計画を進めています。

(2) アリーナの整備

「静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針」に基づき、市民文化会館の再整備とは別に、アリーナの整備を検討しています。令和2年度から、東静岡駅北口市有地を有力な候補地として、民間事業者の主導による整備・運営を目指し、市民意見の聴取、市場調査、周辺環境への影響調査等を進めています。

⁷ 自分のまちを誇りに思う気持ち。ひいてはまちを良くするために当事者意識を持って関わろうとする気持ち。

(3) 既存文化施設の改修

市内に設置された県や市の文化施設は、特定天井の改修を行う必要があります。県施設である「静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ」は令和2年9月から全館休館により改修工事に着手、令和3年3月から工事を終えた施設から順次再開し、令和3年10月に全館リニューアルオープンを予定しています。市の文化施設である「静岡音楽館(AOI)」「静岡市清水文化会館(マリナート)」は順次、天井改修を行う予定です。

市民文化会館の改修にあたっては、これらの市内施設と調整し、各施設の休館による市民の文化活動や公演開催への影響を最小限に抑える必要があります。

5. 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした変化

令和2(2020)年1月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症により、国内外が未曾有の危機に直面し、全国で公演の中止が相次ぎ、文化施設が利用停止となるなど、文化芸術活動も大きな打撃を受けました。

市民文化会館も4月25日から5月31日まで利用を停止し、予定されていた歌舞伎等の主催事業は中止、ラウドヒル計画⁸関連の再演や新作制作も延期となりました。

全国的に公演の中止が相次いだ4月下旬～5月、静岡県舞台芸術センター(SPAC)が主催する「ふじのくに⁹せかい演劇祭⁹」は場をオンラインに移して「くものうえ⁹せかい演劇祭」として映像等の配信を行いました。

本市では、主催する「ストレンジシード静岡¹⁰」を延期し、9月21～22日に屋外会場を中心とした現地上演とオンラインでの中継や映像作品の配信を組み合わせ合わせて開催し、出演者、参加者ともに大きな反響がありました。また、「まちは劇場」のプロジェクトの一環として、市内在住アーティストの動画作品を募集し、配信するとともにアーティストに奨励金を提供する取り組みを行いました。

このように、劇場で公演ができない代わりにオンラインで表現等を配信する動きが増え、劇場等が再開した後も劇場での鑑賞とオンライン鑑賞が選択できる公演が増えています。

劇場で生の公演を鑑賞することの素晴らしさが再認識された一方で、普段劇場に足を運びづらい環境にある人、劇場に足を運ぶほど関心の高くない人に対して、オンライン配信という気軽にバリアのない新たな鑑賞方法が提示されたことは、これからの劇場のあり方に大きな影響を及ぼすものと考えられます。



⁸障がいのある方等を含む静岡の人々が参加し、静岡に関するテーマを扱ったオリジナルの舞台作品を創作発信していく長期プロジェクト。平成25(2013)年から静岡市民文化会館にて取り組んでいる。

⁹静岡県舞台芸術センター(SPAC)が主催し、世界から優れた舞台芸術作品を招聘・紹介する演劇祭。平成12(2000)年から「Shizuoka 春の芸術祭」として開始し、平成23(2011)年から「ふじのくに⁹せかい演劇祭」と名称を変更している。

¹⁰静岡市が平成28(2016)年から主催している、ゴールデンウィークに静岡駅～駿府城公園周辺エリアで行う演劇、ダンス等の野外パフォーマンスのフェスティバル。

IV. 静岡市民文化会館の現状と課題

1. 再整備方針における現状と課題

再整備方針において、課題として挙げたものは下表のとおりです。

【表 1 市民文化会館の課題（再整備方針から）】

| 施設・設備（ハード） | 運営・維持管理（ソフト） |
|--|---|
| <p>【デザイン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮したデザイン ・ 歴史を活かしたまちづくり <p>【使い勝手の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常利用機能の付加、使い勝手の向上 ・ 最新の舞台芸術の水準、使い勝手に沿った設備 ・ 将来対応にも配慮したインフラ ・ 現在及びこれからの用途を想定した施設構成 ・ 大ホールの多機能性の維持・水準向上 ・ 大ホール席数の確保 ・ 中ホールの適正席数の検討 ・ 中ホールの盆、本花道の残存可否 ・ 展示室の仕様向上、練習の使い勝手向上（防音等） <p>【機能の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品制作に適した環境（練習スペース、道具等の保管場所） ・ 創作活動支援のための施設の充実 <p>【居場所づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憩いの場となる広場づくり <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・環境に配慮し、更新性の高い施設計画 ・ 安全・安心に利用できる強さを持つ建物 ・ 誰でも使いやすいバリアフリーな施設 | <p>【文化芸術の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県中部及び全域の文化拠点として文化振興を推進する ・ 気軽に参加できる機会の充実 ・ 舞台芸術の鑑賞機会の増加、鑑賞活動の促進 ・ 創作活動支援のための情報の充実 <p>【連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接分野と連携し、観光振興、まちづくり、地域コミュニティづくり、社会包摂等に寄与する ・ 「まちは劇場」の推進への寄与 ・ 多面的な公的機能を有する文化施設づくり ・ 整備予定施設、既存施設との連携 <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化の担い手の発掘、育成・支援 ・ 創造の場としての人材の登用・育成、事業展開 <p>【交流人口の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歩いて楽しいまち」となり、交流人口を増やす魅力づくり <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休館期間は短くし、代替施設等を確保 ・ 広報等の充実 ・ 夜は 22 時まで開館する |

2. 再整備方針策定後に判明した課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今後同様に新たな感染症等が発生した際に容易に対応できるようにするための方策や、生活様式や価値観の変容を踏まえた機能の検討が求められています。

（例）

感染症対策：館内の換気、非接触設備、三密対策、ホワイエでの入場チェック機能等
 新たな価値観への対応：ICT の活用、オンライン配信設備等

3. 市民意見の聴取

令和元年度の再整備方針検討時、及び2年度の再整備基本構想・基本計画検討時において、様々な場で市民の皆さんのご意見を伺い、反映可否を検討しました。

主だったご意見は次のとおりです。

【表 2 意見の聴取方法とその要旨】

| 意見聴取方法 | 実施概要 | 主なご意見 |
|---------------------------------------|---|---|
| 市民ワークショップ | <p>【令和元年度】 全3回開催 第1回:43名 第2回:29名 第3回:32名</p> <p>【令和2年度】 第1回:23名 第2回:19名 第3回:15名</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大ホールは1,500～2,000席とする ・中ホールは300～800席とする ・広い展示スペースがほしい ・200～300席の小ホールがほしい ・女性トイレを増やしてほしい ・防音練習室がほしい ・憩いの場、居場所がほしい ・屋外ステージがほしい ・広場に芝、駿府城公園との一体性が必要 ・駐車場の使い勝手をよくしてほしい ・大会議室ぐらいのキャパシティで音の大きい利用ができるようにしてほしい ・休館期間は短くしてほしい ・文化の創造活動のための人材登用、事業拡大 ・文化施設以外の機能追加 (レンタルオフィス、スポーツ施設等) |
| 文化団体アンケート | <p>【令和元年度】 市文化協会 加盟団体 28団体 32件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きい練習室がほしい ・小ホール機能がほしい ・天井の高い展示室がほしい ・休館中の代替施設を確保してほしい ・個別の団体の楽器等の保管庫がほしい |
| トークセッション | <p>【令和2年度】 8/13 参加者 300人 回収数 260人 (回収率 86.6%)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の改善 ・他のエリアとつなぎ、「まちは劇場」的なまちづくりをしてほしい ・エリア全体で文化、アート、イベントの発信地になってほしい ・プロの発表を鑑賞する場ではなく、市民の創造の場になってほしい |
| ストレンジシード静岡 静岡ピクニックガーデン 参加者アンケート | <p>【令和2年度】 9/21～9/22 (会場での調査) 調査数 494人</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・快適に公演を鑑賞できるホールがほしい ・ふらっと訪れて時間をすごせるロビーや広場がほしい ・芝生などの緑豊かな公園のような広場がほしい ・ベンチやテーブルなどの休憩スペースがある広場がほしい ・カフェやコンビニ、キッチンカーなどの利便施設がある広場がほしい ・駐車場を充実してほしい |

| | | |
|-------------------|---|---|
| <p>市内団体ヒアリング</p> | <p>【令和元年度】 ・市文化協会 【令和2年度】 ・子育て支援 関係者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便施設は外から見える位置にしてほしい ・ デザインよりも機能を大切にしてほしい ・ 駿府城公園への散歩帰りに寄れるコンビニまたはパン屋などのショップがほしい ・ 広い授乳室、おむつ替えスペースがほしい ・ テレワークの方などへの騒音を気にせず、雨の日に子どもと一緒にいられるロビーにほしい ・ ホールの客席補助クッションは高さのバリエーションがほしい ・ 子供が好みそうな（動物など）モチーフとしたアート作品または内装などがあると誘いやすい |
| <p>プロ利用者ヒアリング</p> | <p>【令和元年度】 ・ 地元プロモーター2社 ・ プロモーター団体組織 ・ SPAC ・ 市外プロ上演団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大ホールは「2,000席」という優位性が必要 ・ 中ホールは700～800席とする ・ 客席が狭い ・ ホワイエにエレベーターがほしい ・ スタッフ動線の確保 ・ もぎり前の物販エリアの確保（ロビーの一部を利用可とする場合） ・ まちなかから遠い |
| <p>文化振興審議会</p> | <p>【令和元年度】 第2回 第3回 第4回 【令和2年度】 第2回 第3回 第4回 において協議</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーの施設にほしい ・ 地震に強い施設にほしい ・ 特定天井を改修してほしい ・ 座席の幅を広くしてほしい ・ 舞台機構の更新 ・ 練習場所の不足 ・ 創造支援機能の充実 ・ 長く滞在できる場所にほしい ・ 広場でイベントができるようにしてほしい ・ 軽音楽に適した、響きを押さえたホールがほしい ・ ロビーにWi-Fiを設置 ・ 魅力のある事業を行ってほしい ・ キッチンカーの活用 ・ 市民一人一人に寄り添う、隣にある劇場になってほしい |

V. 基本理念

1. 基本理念

これまでの検討をもとに、新たな市民文化会館の基本理念を次のとおり定めます。

劇場が日常になる、日常が劇場になる ～文化芸術を楽しみ、新しい世界と出会い、人と分かち合う場となる～

市民文化会館は、今まで果たしてきた文化芸術に触れる場としての役割を發揮しつつ、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の示す「劇場」となることを目指します。

劇場法の示す「劇場」とは、文化芸術を継承・創造・発信する場である上に、人々が集い、人々に感動をもたらし、人々の創造性を育み、共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点です。さらにはすべての国民が心豊かな生活を実現し、活力ある社会を構築するための役割を担うこと、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える役割を担うこと、「世界への窓」として国際交流の円滑化を図ることも求められています。

この考え方にに基づき、従来のように非日常的な「ハレの場」として文化芸術を楽しむ拠点であることに加え、いつも楽しいことがあり、日常的に通いたくなる空間や事業の提供を通じ、劇場法で示される「新しい広場」として、いつも地域住民や来街者が訪れ、自然とコミュニケーションが生まれる場となることを目指します。

また、文化芸術を通じて市民の人生に寄り添い、だれもが生き生きと暮らすための社会的な役割を担い、市民の普段の暮らし（日常）の隣にある劇場となることを目指します。

こうして「劇場」になった市民文化会館で、いつもと違う自分との出会い、人との出会い、文化芸術との出会いにより、より楽しく、生きがいをもって暮らしを送る人が増え、日常においても劇場にいるときのような「わくわくドキドキ」があふれるまちがつけられることを目指します。そして将来的には、「わくわくドキドキ」があふれて輝く静岡のまちや文化芸術が世界につながり、さらなる人や文化芸術との出会い、分かち合いを生むことに資するものとします。

2. 新たな市民文化会館が果たすべき役割

(1) 様々な文化芸術活動の継承・創造・発信の場となる

新たに日常の練習、文化芸術作品の創作や発表等の創造活動ができる機能を設け、市民文化会館の自主事業における静岡の地域性や歴史を活かした創造的な取組みの推進、及び市民の創造活動を支える貸館・相談サービスを提供します。

これにより「劇場」としての役割を強化し、アーティストや文化芸術を支える人材の育成、独自の文化芸術の国内外への発信等を通じ「まちは劇場」を推進します。

【再整備において関連するワード、SDGs アイコン】

文化芸術の継承・創造・発信

魅力ある施設づくり

文化芸術に関わる人材の育成

地域のフェスティバルとの連動



静岡市 SDGs 未来都市計画
「『まちは劇場』の推進」への寄与

(2) 文化芸術や人との出会いにより「わくわくドキドキ」する場となる

いつでも、どこでも「わくわくドキドキ」するような文化芸術との出会い、人との出会いがあり、感動を共感・共有できる場となるために、来館・利用の動機に合う様々な事業、プログラムを日常的に提供します。

【再整備において関連するワード、SDGs アイコン】

人、文化芸術、新たな自分と
出会い、生きる喜びと
楽しみを分かち合う場づくり

多彩な文化芸術に触れる
機会の提供

居場所（サードプレイス）づくり

文化芸術の普及・体験の
推進



静岡市 SDGs 未来都市計画
「歴史文化の拠点づくり」への寄与

(3) 誰もが生きやすく、暮らしやすくなるプログラムや場を提供する

文化芸術の創造性、多様性を活かし、コミュニケーションの円滑化、異なる文化や価値観への理解促進、心身の健康づくり、生きがいや居場所づくりなど、生きる中で抱える諸課題に対して寄り添い、光を見出す一助となるような社会包摂¹¹の実現に寄与するプログラム、場を提供して市民の生きやすさ、暮らしやすさに寄与します。

【再整備において関連するワード、SDGs アイコン】

施設・運営両面での
ユニバーサルデザイン

相互理解・共有

社会包摂実現の取組

生きがい、居場所づくり

地域コミュニティ創造・再生

心身の健康づくり



静岡市 SDGs 未来都市計画
「健康長寿のまち」への寄与

(4) 文化芸術を通して、まちに「賑わい」をもたらす中核となる

(2)の「わくわくドキドキ」の出会いをさらに周辺エリアに広げ、中心市街地が「歩きたくなるまち」となるために、まちに開かれた魅力的な空間を再整備により創出します。

運営においては周辺の商店街、市・県・民間の文化施設等と連携した事業、また教育・観光・福祉・産業等の分野と連携した事業に施設内外で取り組み、文化芸術を通じて歴史も現代性も感じられるエリアマネジメント¹²の実現を図ります。

【再整備において関連するワード、SDGs アイコン】

エリアマネジメント

周辺地域・施設との連携

景観の整備、周辺との調和

アクセス、回遊性向上

他分野との連携



静岡市 SDGs 未来都市計画
「『まちは劇場』の推進」への寄与

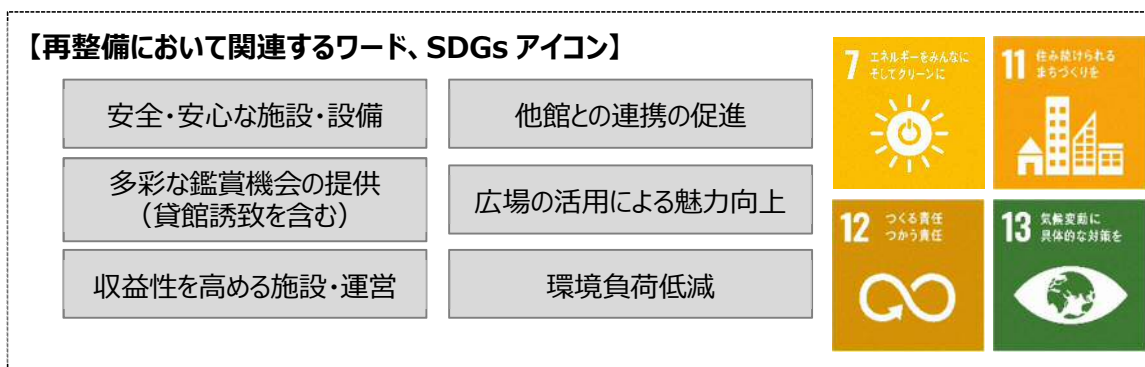
¹¹ 年齢や性、障害、孤立、生活困難等によって社会的に弱い立場となっている人々が、あるがままを認められ、社会参加の機会を得られる社会を作ろうとする考え

¹² 地域の価値向上のために住民、事業主、地権者等が行う主体的な取り組み

(5) 機能・サービスを向上し、「選ばれる施設」となる

使い勝手の良い施設としての評価を継承・向上するために、高機能かつ安全・安心な施設・設備を整備します。また新たに加わる練習室や（仮称）スタジオといった日常活動のための機能、大きくリニューアルする広場等を活かしてさらに評価を高めていきます。

運営においてもさまざまな利用ニーズに対して適切な情報提供、サポート等を行って利用者・来館者から評価をいただき、「選ばれる施設」となることを目指します。



VI. 静岡市民文化会館とまちづくり(将来像)

「劇場が日常になる、日常が劇場になる」という基本理念のとおり、文化芸術を日常のものとするための様々な取り組みを行うことで、市民の日々の暮らしが健やかで文化的なものとなり、多様な自分の有りようを楽しみながら生きられることを目指し、これにより「まちは劇場」に寄与することを目標とします。

まずは、すでに取り組んでいる「ラウドヒル計画」のように市民と協働した創造活動、人材や歴史を含む地域資源を活かした活動【役割(1) 様々な文化芸術活動の継承・創造・発信の場となる／(2) 文化芸術や人との出会いにより「わくわくドキドキ」する場となる】を多様に展開します。日頃から文化芸術に関心のある市民はもちろん、障がいのある方や生きづらさを感じている方々が文化芸術に触れ、つながりを得たり、自己肯定感を高めたりする社会包摂の取り組み【役割(3) 誰もが生きやすく、暮らしやすくなるプログラムや場を提供する】も推進します。

館内での創造活動の活性化と並行し、館外を含めた楽しい日常空間づくり【役割(5) 機能・サービスを向上し、「選ばれる施設」となる】も推進します。

ロビーや広場は市民が日常的に憩える「サードプレイス¹³」となる空間をつくりませんが、運営面でもここを訪れる人々のすぐそばで創造活動を行ったり、地域のフェスティバルと連携したりといった取り組みを行うことで、市民がここで文化芸術を享受することが当たり前となり、「ユニークベニュー¹⁴」として認知されるようにします。

そして広場から三の丸周辺エリアへ、そしてまちへと活動を広げ【役割(4) 文化芸術を通して、まちに「賑わい」をもたらす中核となる】、「まちは劇場」と市民文化会館の活動がつながることを通じ、市の諸政策において社会的課題を解決する役割を果たしていくものとします。

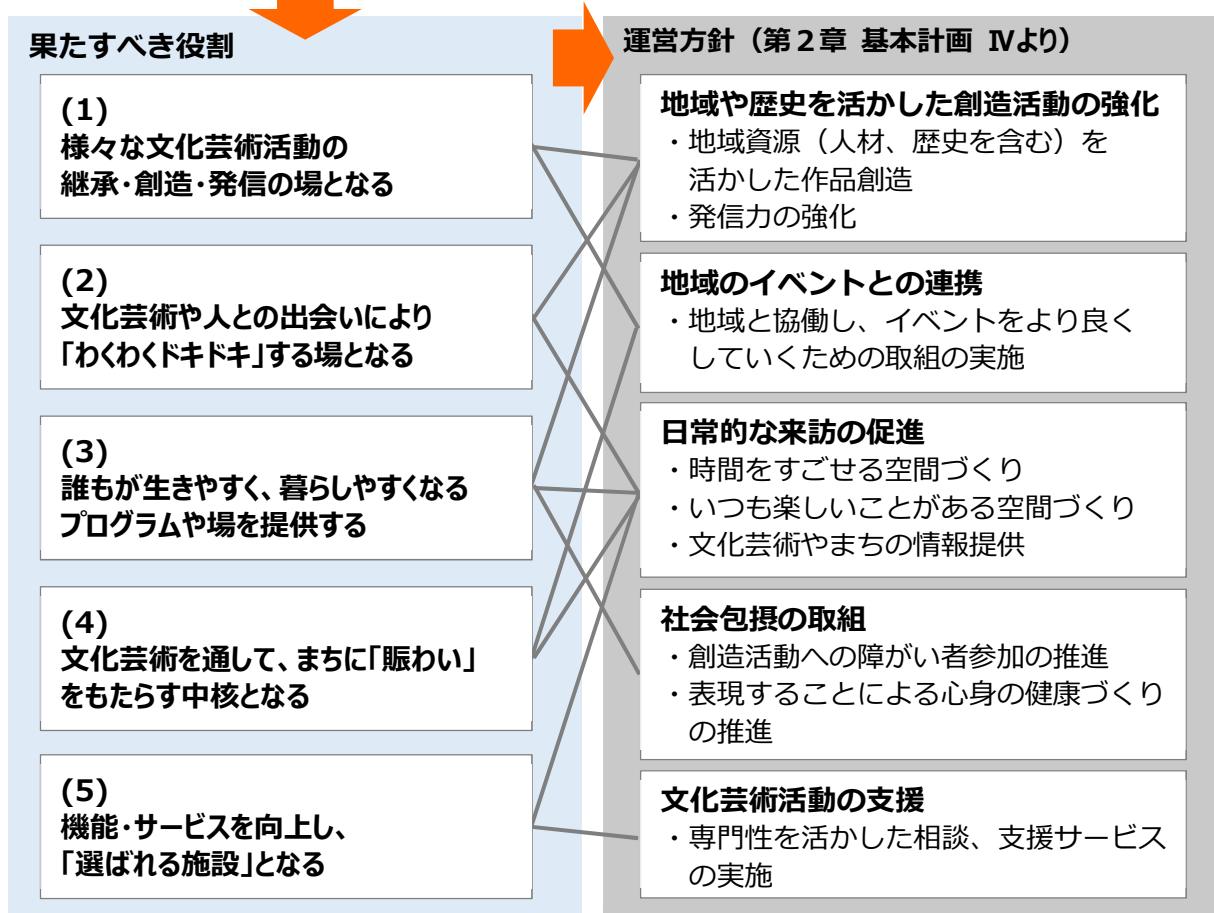
¹³ 自宅（ファーストプレイス）でも学校や職場（セカンドプレイス）でもない、居心地がよく、人との会話、交流がある「第3の居場所」。アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグがその重要性を論じた。

¹⁴ 特別感や地域特性を演出できる会場

基本理念

劇場が日常になる、日常が劇場になる

～文化芸術を楽しみ、新しい世界と出会い、人と分かち合う場となる～



運営方針に基づく取り組みの成果 = 基本理念の実現

- ・誰でも文化芸術に触れられる環境ができる
- ・次世代のアーティスト、クリエイターが育ち、文化芸術活動の持続可能性が高まる
- ・「選ばれる施設」となり収益性が上がる
- ・市民の「サードプレイス」になる
- ・「ユニークベニュー」として広く認知・定着している

将来像

「まちは劇場」の推進をはじめとした市の政策において、様々な社会的課題の解決に寄与し、静岡の輝く個性を世界に発信する役割を果たす

- ・文化芸術を通じて暮らしの楽しさや豊かさを実感し、シビックプライド（自分の住むまちを誇りに思う気持ち）を醸成する
- ・自分の可能性を100%活かせる共生社会の実現
- ・活力ある地域社会の実現
- ・しずおか文化の継承と創造を通じ、「世界への窓」となる

【図 1 役割と成果、将来像の関連イメージ】

第2章 基本計画

I. 創造的改修にあたっての基本的な考え方

1. 改修方針

(1) 誰もが安全・安心に利用できる施設づくり

安全・安心に利用できる施設であることを創造的改修の大前提とします。

バリアフリーを含むユニバーサルデザインの推進、女性用トイレ不足の解消、親子連れが訪れやすくなる空間・設備等の設置、外国語への対応、施設ごとの動線・セキュリティの分離、災害発生時等の避難動線やスペースの確保、地域防災計画における「緊急物資集積所」としての安全性、感染症対策など、さまざまな利用において安全・安心であることを優先して施設・設備の計画を行います。

(2) 創造機能の強化

創造的改修の肝となる創造活動のための機能を適切に整備します。

大会議室から生音を主とした様々な発表や展示等に利用できる（仮称）マルチスペースとすることを始めとした既存機能の強化に加え、B展示室の演劇、ダンス等の発表に利用できる（仮称）スタジオへの転用、一部会議室の楽器等音の出る利用を目的とした練習室への転用、一部楽屋等の音出しを目的とした遮音性能向上、既存の広場を改修した屋外イベント広場の設置など、創造活動を支える空間づくりを進めます。

(3) 「選ばれる施設」としての使い勝手の向上

大ホールは興行団体等のプロ利用が中心であり、中ホールは市内の文化団体等の利用が中心となっています。この利用特性を踏まえ、それぞれの施設の利用者に「選ばれる施設」となるための客席規模の設定、舞台設備等の計画、快適な鑑賞・滞在環境づくりを行います。機能向上する大会議室（（仮称）マルチスペース）、新たに設ける（仮称）スタジオは、より自由な使い方に対応するための適切な機能を整備します。

また、これからの文化施設は、現地での鑑賞・参加に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とする新しい生活様式への対応として、オンライン配信により離れた場所でも鑑賞・参加できる機能が求められることから、配信のためのインフラ等の整備についても取り組み、「選ばれる施設」としての機能を強化します。

(4) 賑わいの創出につなげる魅力ある空間づくり

広場の大幅リニューアル、大ホールホワイエ増築による居心地の良いロビー空間整備、駿府城公園や商店街からのアプローチの改善により、周辺エリアの回遊性と滞在性を向上させます。「通り抜けたくなる」「歩いて訪れたくなる」「時間を過ごしたくなる」魅力的なつくりとし、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しめる空間（サードプレイス）となることを目指します。

また、三の丸周辺エリアのまちづくりと連携し、歴史的な景観との調和とともに先進性も感じられる「ユニークベニュー」となるような個性ある空間、意匠とします。

(5) 環境への配慮

空調効率のよい施設・設備の計画や、高効率・長寿命の機器の導入、再生可能エネルギーの導入など、SDGs の達成に資し、脱炭素社会や環境負荷の低減、ライフサイクルコストの低減を意識した施設、設備とします。

2. 改修の優先順位設定の考え方

前項の方針を踏まえ、改修の優先順位を次の通り設定し、事業費に合わせて優先順位の高いものから実施します。

ただし、優先順位が低いものであっても、優先順位が高いものとともに実施したほうが施工しやすさ、費用対効果が高まるものについては、一体的に実施するものとします。

【表 3 改修の優先順位】

| 順位 | 目的 | 内容 |
|----|-------------------------|---|
| 1 | 安全・安心の確保 | <ul style="list-style-type: none">・既存不適格対応、法令遵守・ユニバーサルデザイン化（バリアフリー等）・親子連れ、外国人、障がいのある方等への対応・災害、感染症対策・劣化している、または再開館後 10 年以内に劣化が想定される建築・設備の改修・更新 |
| 2 | 使い勝手の向上 | 利用者、運営者の利便性を向上させ、基本理念の実現、「選ばれる施設」としての優位性向上、効率的・効果的な運営につなげるための改修・更新 |
| 3 | 環境負荷、ランニングコストの低減 | 環境負荷の低減、ランニングコストの低減もしくは安定化につながる改修・更新 |
| 4 | 建物の長寿命化 | 改修後の建物の長寿命化を実現するための改修・更新 |
| 5 | 視覚的な新しさ リニューアル感のアピール | リニューアルしたことが市民や利用者に伝わりやすく、再整備事業の成果が誰にでも見えやすい改修・更新 |

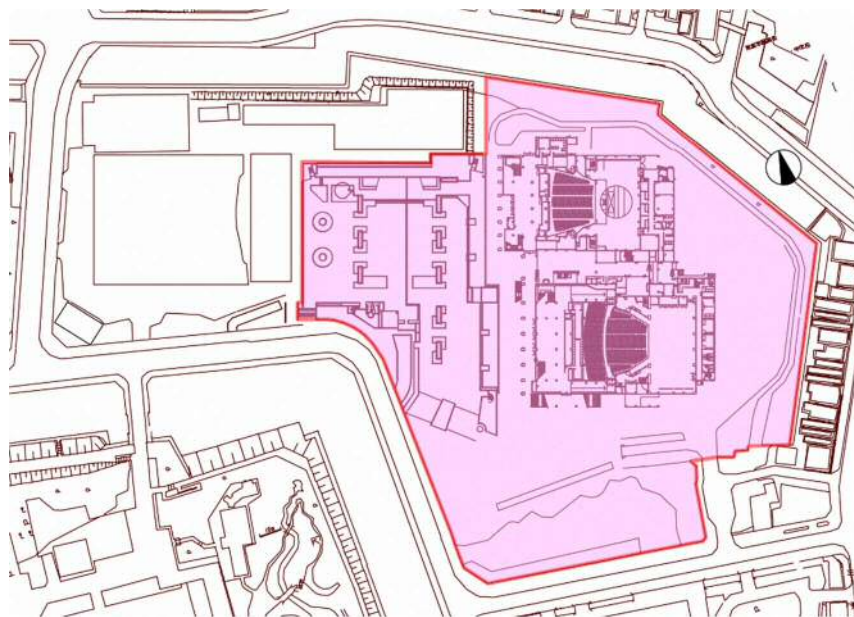
II. 敷地計画

1. 敷地条件の整理

(1) 敷地概要

| | |
|----------|--|
| 所在地 | 静岡市葵区駿府町2番90号 |
| 敷地面積 | 36,084 m ² |
| 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 第二種住居地域 |
| 建蔽率 | 60% |
| 容積率 | 200% |
| 防火・準防火地域 | 準防火地域 |
| 高度地区 | 最高限3種(19m)(最高高さ19m、北側斜線制限10m+1:1.25) |
| 文化財保護法 | 埋蔵文化財包蔵地「駿府城跡・駿府城内遺跡」該当 |
| 風致地区 | 第2種風致地区(城内) 高さ:15m以下 建蔽率:40%以下 道路からの後退距離:2m以上 隣地からの後退距離:1m以上 地盤面高低差:9m以下 緑地率:30%以上 |
| 日影制限 | 地盤面からの高さ4m 10m以内:4h 10m超:2.5h |
| 景観・緑化 | 重点地区景観計画「駿府城公園周辺地区」 敷地面積の15%以上の緑化に努める |
| 道路 | 南側:市道・幅員16.5m・幅員17.5m 西側:市道・幅員17.9m~18.1m 北側:外堀・県道静岡環状線幅員14.7~14.9m (「静岡市道路台帳」から) |
| 地区計画など | 静岡周辺地区(集約化拠点形成区域) 居住誘導区域(利便性の高い市街地形成区域) |

(2) 敷地図



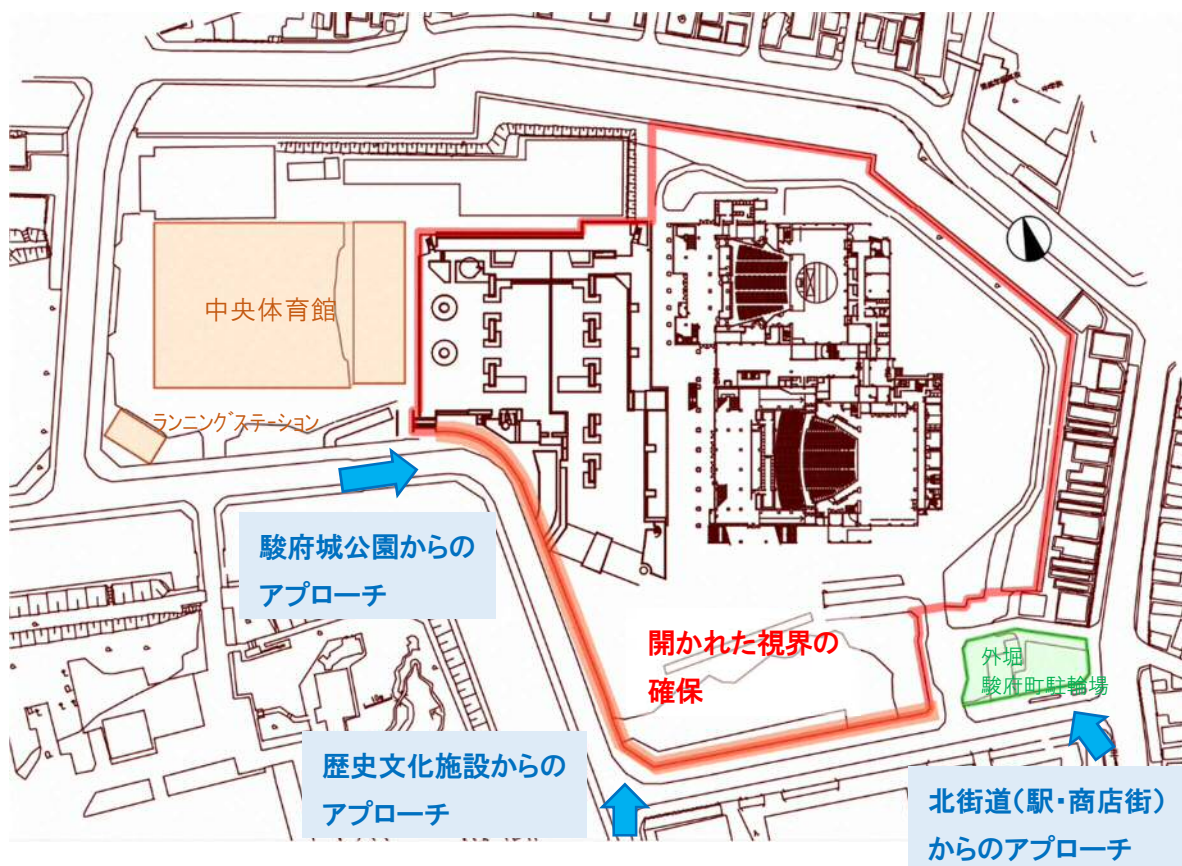
【図2 敷地図】

2. 周辺市街地との連携のための方策

本敷地は西～南西に駿府城公園があることに加え、北西に中央体育館及びランニングステーション、南東に通る北街道との間に外堀・駿府町駐輪場が隣接しています。また、駿府城公園との間の道を南に抜けると、現在整備中の歴史文化施設に通じます。

本敷地自体において、駿府城公園側からのアプローチ、北街道の商店街からのアプローチの向上を図るため、外構及び動線の見直しを行います。併せて中央体育館及びランニングステーションからの連続性、北街道からの見通しを確保し、周辺市街地との一体的なまちづくりを図る必要があります。

このため、特に見通しの限られている北街道側において、外堀・駿府町駐輪場敷地と合わせたアプローチの検討を進めていきます。



【図 3 周辺からのアプローチ】

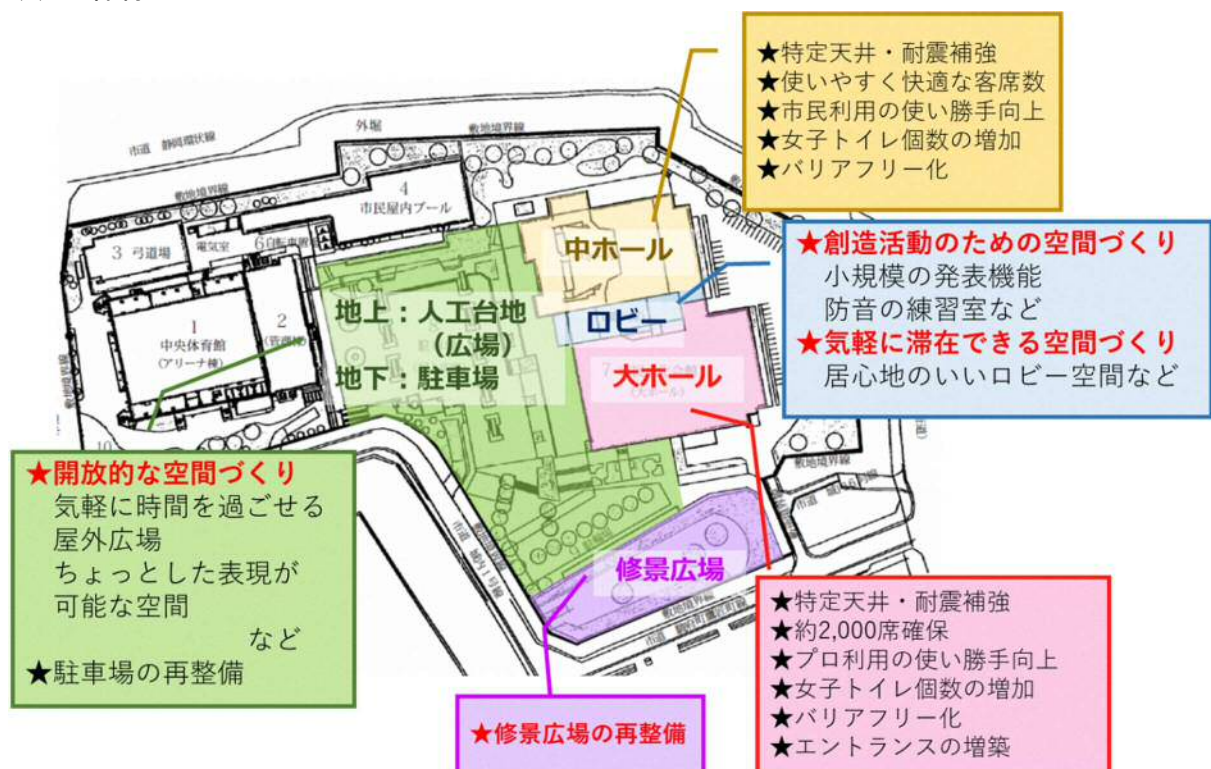
Ⅲ. 施設計画

1. 現在の施設概要

| | | | |
|----------------------------------|--------------------------|---|---|
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階 | 敷地面積 | 36,084 m ² |
| | | 建築面積 | 9,350 m ² |
| | | 延床面積 | 22,890 m ² |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時30分 | 休館日 | 月曜日 ※祝日の場合開館し翌日休館 年末年始(12/28～1/4) |
| 施設概要 ()内は 収容数、広 さ等 | 大ホール | 大ホール(1,968席)、1・2号楽屋(各30名)、3・4号楽屋(45名)、5・6号楽屋(30名)、個室楽屋1・2・3号(各2名)、男女浴室 | |
| | 中ホール | 中ホール(1,170席)、7号楽屋(35名)、8号楽屋(50名)、9号楽屋(30名)、個室楽屋4・5・6号(各2名)、男女浴室 | |
| | ロビー棟 (会議室等) | 大会議室(240名)、第1会議室(60名)、第2会議室(30名)、第3会議室(25名)、第4会議室(20名)、第5・6会議室(和室 各21畳)、A展示室(326.9 m ²)、B展示室(310.8 m ²)、C展示室(261.6 m ²)、リハーサル室(143 m ²) | |
| | 駐車場・広場 | 駐車場(246台)、広場(人工台地、修景広場) | |

2. 主な改修の概要

(1) 全体像



【図 4 改修の全体イメージ】

(2) 全館共通事項

原則として内装や設備、配管等をすべて更新する、いわゆる「スケルトン改修¹⁵」とします。外壁、防水塗装の塗り替え等については、優先順位や工事の一体性を踏まえて実施可否を判断します。

また、広場部分（人工台地、修景広場）、駐車場についても全面更新します。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------|-----------------|--|--------|
| 全体 | アスベスト調査 改修 | アスベスト調査及び除去 | 1 |
| | 内装の更新 | 壁、床、天井等の仕上の更新 (採光窓等による開放感に配慮) | 5 |
| | 外部仕上の 更新・補修等 | 外壁、屋上防水等の更新、 塗装の塗り替え等 | 1 4 |
| | 一般設備の更新 | 配管を含む一般設備（空調、電気、給排水等）の更新 | 1 3 |
| | 感染症対策 | 将来的な新型コロナウイルスの発生を見据えた換気機能、動線等の検討 | 1 |
| | デザイン、サインの見直し | 外国人、LGBTQ、車いす利用者や子ども等に配慮したデザイン、情報が記されたサインの配置 | 1 |

(3) 耐震補強、特定天井改修、コンクリート中性化対策

耐震補強、特定天井改修のいずれも法令に適合したものとします。耐震補強については、県で定める耐震ランク I b 以上を確保することを前提とするほか、大規模な地震が発生した際に被害が懸念される箇所に補強を行い、安全性を高めます。

コンクリート中性化に対しては、それぞれの箇所の進行度合いに合わせて適切に補修します。

また、人工台地についても耐震補強、コンクリートの中性化対策が必要となることから、適切な補強を行います。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------|--------|---|------|
| 大ホール | 耐震補強 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能が低い箇所の補強 ①客席後部壁面 ②ホワイエ後部壁面 ・地震等への強固な備えとしての補強 ①客席後方屋根部 ②舞台上部垂れ壁 ③舞台フライヤー楽屋側壁面 | 1 |
| | 特定天井改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行法に合致する方法を検討 ①客席天井 ②ホワイエ天井 | 1 |

¹⁵ 建物の基礎、躯体などを残し、内装や設備など目に見える部分を一新する改修工事

| | | | |
|----------------|-----------------|---|---|
| 中ホール | 耐震補強 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性能が低い箇所の補強 <ul style="list-style-type: none"> ①客席後部壁面 ②ホワイエ後部壁面 地震等への備えとしての補強 <ul style="list-style-type: none"> ①客席後方屋根部 ②舞台上部垂れ壁 | 1 |
| | 特定天井改修 | <ul style="list-style-type: none"> 現行法に合致する方法を検討（客席天井） | 1 |
| ロビー棟 | 耐震補強 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性能が低い箇所の補強 <ul style="list-style-type: none"> PC床梁の落下対策 | 1 |
| | 特定天井改修 | <ul style="list-style-type: none"> 現行法に合致する方法を検討（ロビー天井） | 1 |
| 駐車場・広場 | 耐震補強 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨ブレースによる補強 | 1 |
| 全体 (駐車場を含む) | コンクリート 中性化補修 | <ul style="list-style-type: none"> 中性化の進行抑止策の実施 | 1 |

(4) 施設のユニバーサルデザイン

誰もが安心して利用できる施設環境づくりのため、階の移動を容易にするためのエレベーター及びエスカレーターを各所に設置し、バリアフリー化を図るほか、搬出入ルートとの段差解消、雨に濡れずに施設にアクセスするルートの確保など、様々な状況に対する支障を無くす「ユニバーサルデザイン」を実現します。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------|------------------|--|------|
| 大ホール | エレベーター、エスカレーター設置 | <ul style="list-style-type: none"> ホワイエにエレベーター、エスカレーターを設置 | 1 |
| | 舞台袖の段差解消 | <ul style="list-style-type: none"> 誰でも舞台に立てる動線の確保 ホワイエへの搬出入ルート改良 | 1 |
| | 客席 | <ul style="list-style-type: none"> 車椅子対応スペースの充実 2階客席縦通路に手すりを設置 | 1 |
| 中ホール | エレベーター、エスカレーター設置 | <ul style="list-style-type: none"> ホワイエにエレベーター、エスカレーターを設置 | 1 |
| | 舞台袖の段差解消 | <ul style="list-style-type: none"> 誰でも舞台に立てる動線の確保 ホワイエへの搬出入ルート改良 | 1 |
| | 客席 | <ul style="list-style-type: none"> 車椅子対応スペースの充実 2階客席縦通路に手すりを設置 | 1 |
| ロビー棟 | エスカレーター設置 | <ul style="list-style-type: none"> 2階へのエスカレーター設置 | 1 |
| 駐車場 | エレベーター設置 | <ul style="list-style-type: none"> 地上階へのエレベーターを設置（建物内及び体育館側） | 1 |
| | 屋内動線整備 | <ul style="list-style-type: none"> 歩行者動線、車両動線の見直し 雨に濡れない入館ルートの整備 ピクトグラムや色でのエリア分けによる駐車位置の可視化 | 1 |
| 人工台地 | 段差解消 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地外からエントランスに至るまでの段差解消 | 1 |

(5) ホール機能の向上

使いやすいホールとしての高評価を得ている現施設の利点を継承し、より使いやすいホールとなるための設備更新、諸室の配置の見直しや機能向上を行います。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------|---|--|------|
| 大ホール | 舞台設備の更新 | <ul style="list-style-type: none"> ・舞台機構設備更新、電動化 ・舞台音響設備更新、デジタル化 ・舞台照明設備更新、LED 対応 ・舞台映像設備更新、常設化 ・オンライン配信設備の追加 | 2 |
| | 舞台の使い勝手向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・舞台床の張替え ・ピアノ庫移転による下手袖拡張 | 2 |
| | 調整室の視界改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・調光操作室、音響調整室から舞台を見る視界の改善 ・舞台正面に調整室エリアを計画 | 2 |
| | 音響性能の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセニアムの開口高さ変更 高さ 10m→13m ・音響反射板の更新、響きの改良 ・特定天井対応に伴う天井形状の更新 | 2 |
| | 保管環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ庫の増設・個別空調設置 ・道具庫の増設 | 2 |
| | 楽屋環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用に即した最新設備の導入 ・楽屋空調の個別化、中間期（春・秋）の冷暖房切り替え対応 ・音出しのための一部楽屋の遮音性能向上（4号、5号楽屋） ・水回りスペースの最適化及び楽屋入口通路の拡張（空調更新に伴う機械室廃止による） | 2 |
| | 客席 | <ul style="list-style-type: none"> ・客席更新（客席規模は維持） ・脇花道を仮設化し、客席を確保 ・客席幅、前後間隔変更 ①幅 480mm→500mm ②前後間隔 900mm→950mm ・2階客席縦通路に手すりを設置（再掲） | 2 |
| | 親子室 | <ul style="list-style-type: none"> ・親子鑑賞室の設置 ・室内に授乳ブースを設置 | 2 |
| ホワイエ | <ul style="list-style-type: none"> ・床仕上の変更（音の低減） ・場内の映像を映すモニタの設置 ・女性用トイレ、バリアフリースイールのレイアウト最適化及び追加設置 ・1階男女トイレ付近にバリアフリースイール各1つ設置 ・4階にバリアフリースイール設置 | 1 2 | |

| | | | |
|------|--------------|---|--------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置（再掲） 舞台袖との搬出入ルート改良 | |
| | エントランス | ・チケット売場の見直し | 2 |
| | 搬出入の向上 | ・搬入ヤードの増設 | 2 |
| 中ホール | 舞台設備の更新 | <ul style="list-style-type: none"> 舞台機構設備更新、電動化 舞台音響設備更新、デジタル化 舞台照明設備更新、LED 対応 舞台映像設備更新、常設化 オンライン配信設備の追加 | 2 |
| | 使用頻度の低い機構の廃止 | ・回り舞台、客席迫りの廃止 （回り舞台のフレームは残置し、本花道は仮設対応とする） | 3 |
| | 舞台床の改修 | ・舞台床の張替え | 2 |
| | 調整室の視界改善 | ・舞台正面に調整室エリアを計画 | 2 |
| | 音響性能の向上 | <ul style="list-style-type: none"> プロセニアムの開口高さ変更 高さ 7.4m→11m 音響反射板の更新、響きの改良 | 2 |
| | 保管環境の向上 | ・ピアノ庫への個別空調設置 | 2 |
| | 楽屋環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 利用に即した最新設備の導入 楽屋空調の個別化、中間期（春・秋）の冷暖房切り替え対応 音出しのための一部楽屋の遮音性能向上（7号、8号楽屋） ロビー棟の練習室・会議室を楽屋として併用できる出演者動線の整備 トイレ、浴室等水回りスペースの最適化（空調更新に伴う機械室廃止による） | 2 |
| | 客席 | <ul style="list-style-type: none"> 客席更新（客席数 約 1,000 席） 客席幅、前後間隔変更 ①幅 480mm→500mm ②前後間隔 900mm→950mm 2階客席の縦通路に手すりを設置（再掲） | 2 |
| | ホワイエ | <ul style="list-style-type: none"> 床仕上の変更（音の低減） 場内の映像を映すモニタの設置 トイレのレイアウト最適化及び追加設置 エレベーターの設置（再掲） | 1 2 |
| | 親子室 | <ul style="list-style-type: none"> 親子鑑賞室の設置 室内に授乳ブースを設置 | 2 |
| | 搬出入の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 搬入ヤードの庇増設 避難経路見直しによる 11t トラック駐車スペース確保 | 2 |
| ロビー棟 | 管理動線の設置 | ロビーから各ホールのホワイエへアクセスする管理動線を設ける | 2 |

(6) 創造機能の強化

創造機能の強化は、地域の文化芸術活動の継承・創造・発信の場としての整備を目指す今回の改修における重要ポイントのひとつです。市民文化会館で独自の作品の制作・発信機能、市民の皆さんの創造的な活動（音楽、演劇、ダンス等の練習、発表等）を支援するための機能を付加します。

大会議室を（仮称）マルチスペースとして、音の小さい利用を中心とした施設として機能向上すること、B展示室を遮音性能のある（仮称）スタジオへとリニューアルし、十分な大きさの音も出せる自由な表現、実験的な表現の場として位置付けます。日常の創造活動においては、レストラン、一部会議室に遮音性能を持たせて練習室として使えるようにする他、リハーサル室についても遮音性能の向上等により、利用者のニーズに応えられるようにします。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------------|-----------------------------------|---|------|
| B展示室 | 演劇・ダンス等向けの（仮称）スタジオへ転用 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上 ・舞台設備の設置 ・舞台備品・客席椅子の整備 ・バックヤードの整備 | 2 |
| 大会議室 | 講演・小編成の楽器演奏・展示向けの（仮称）マルチスペースへ機能向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上 ・舞台設備の更新 ・舞台の仮設化による多用途対応 ・控室の設置 ・展示備品の整備 | 2 |
| リハーサル室 | 機能向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上、室内音響改善 ・出演者動線と観客動線の分離 | 2 |
| レストラン | 練習室機能へ転用 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能の向上 | 2 |
| 厨房等 | 倉庫へ転用 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕上等の変更 | 2 |
| 第1・第4会議室 | 練習室へ転用 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能を向上し、音の出る練習利用に対応する | 2 |
| 第5・第6会議室（和室） | 和室から会議室へ転用 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕上等の変更 | 2 |
| ロビー棟4・5階 | トイレの最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ・スペースを有効活用した手洗い、トイレ配置を検討 | 2 |

(7) 展示室、会議室の使い勝手向上

機能を変更しない部屋についても、利用者ニーズや近年の動向に沿って機能を向上させ、より使いやすい施設とします。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------|---------|---|------|
| 第3会議室 | レイアウト変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・椅子・机の更新 (円卓をとりやめ、一般的な会議レイアウトへ変更) | 2 |
| A・C展示室 | 機能向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・照度の改善 | 2 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り、灯具、レール等の更新 | 3 |

(8) 共用部の魅力・機能向上

ロビーの通り抜けしやすさ、滞在しやすさを向上します。

駿府城公園エリア来訪者に分かりづらい位置にある喫茶室については、館内においては廃止し、広場に増設する付帯施設にて機能補完を検討します。

廃止した喫茶室は事務室の一部機能を担うものとし、来訪者・利用者の様々な問い合わせ・要請に対応しやすくします。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|-----------------------|----------------------|---|-------------|
| ロビー棟 | 情報集約機能強化 | ・大型サイネージの整備 | 2 |
| | 共有エントランスの整備 | ・大ホール側ロビー拡張による快適性の向上 ・感染症対策への対応 | 1 2 5 |
| | 日常来館機能の向上 | ・多目的室（授乳室）の設置 | 2 |
| ロビー屋外 （ロビー棟・大ホール前） | 屋外庇の整備 | ・雨に濡れない屋外待機スペースの確保（設計時に要詳細協議） ・感染症対策への対応 | 1 2 5 |
| | 駐車場からの階段整備 | ・駐車場からロビー屋外に出る階段の設置 | 2 |
| 喫茶室 | 創造活動に関する相談・交流スペースに変更 | ・憩いの場や、職員への活動相談等の役割を担う施設へ変更 | 2 |

(9) 広場の魅力・機能向上

創造機能同様、今回の改修の重要ポイントのひとつとして、駿府城公園エリアからも商店街からも気軽に訪れやすく、のんびりと時間をすごしたり、まちなかと連携したイベントを楽しんだりする空間として大きくリニューアルします。「まちは劇場」を体現し、まちと劇場を緩やかにつなぐ重要な役割を果たす空間とします。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 | 優先順位 |
|--------|------|---|-------------|
| 修景広場 | 全更新 | ・商店街からの動線の見直し ・植栽見直しによる見通しの確保 ・観光バス駐車場（10台程度）確保 ・バス昇降場の設置 | 2 5 |
| 人工台地 | 全更新 | ・構造物・植栽等の配置見直しによる視線の抜けの確保 ・レイアウトの刷新 ・歩行者ルート of 整備 ・イベント用電源盤の設置 ・再生可能エネルギーを利用した照明機器の設置 ・付帯施設の新設 ・催事時の車両進入対応 ・吸排気塔の縮小による空間確保 | 2 3 5 |

| | | | |
|-----|--------|---|-------------|
| 駐車場 | 機能の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨漏りの改善 ・エレベーターの設置（再掲） ・屋内車両、歩行者動線整備（再掲） ・出庫渋滞の解消に向けた機器導入 | 1 2 4 |
| 駐輪場 | 位置の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・乗り捨て、他施設利用者の駐輪を防ぐ位置への移設 ・建物直近に移設し利用者のアクセスを向上 ・自転車通り抜けに対する対策（敷地境界へのボラード等） | 2 |

3. 改修前後の施設構成（まとめ）

(1) 施設機能の変更

2. に記した改修内容を、特に利用者の方に影響の大きい貸室の機能の変更を基にまとめると次のとおりとなります。

【表 4 改修前後の貸出施設構成】

| 機能 | 改修前 | 改修後 | 備考 |
|--------------------------|----------------|--|--|
| 大ホール | 1 | 1 | 客席規模維持 親子室設置 脇花道を仮設化 楽屋 2 室遮音 |
| 中ホール | 1 | 1 | 客席 1,000 席程度 床機構撤去 楽屋 2 室遮音 |
| 大会議室 →（仮称） マルチスペース | 1 | 1 | 講演・小編成の楽器 演奏・展示向け 客席 300 席程度 |
| B 展示室 →（仮称） スタジオ | 0 | 1 | 演劇・ダンス・ 電気音響向け 客席 130 席程度 |
| リハーサル室 | 1 | 1 | 遮音性能向上 利用動線見直し |
| 会議室 | 4 | 4 | 第 3 会議室は机・椅子の 仕様、レイアウト変更 |
| | 第 1～第 4 会議室 | 第 2・第 3 会議室 第 5・第 6 会議室 (和室から転用) | |
| 和室 | 2 | 0 | 仮設畳等の備品貸出を 検討 |
| | 第 5・第 6 会議室 | (なし) | |
| 大練習室 | 0 | 1 | 遮音性能向上 演劇等の練習を想定 |
| | (なし) | 旧レストランを転用 | |
| 練習室 | 0 | 2 | 遮音性能向上 音楽の練習を想定 |
| | (なし) | 第 1・第 4 会議室を 転用 | |

| | | | |
|-----|----------|----------------|-------------------------------------|
| 展示室 | 3 | 3 | 大会議室を展示利用可 とすることで大規模展 示の規模を確保 |
| | A・B・C展示室 | A・C展示室 大会議室 | |

(2) 大・中ホールトイレ個数

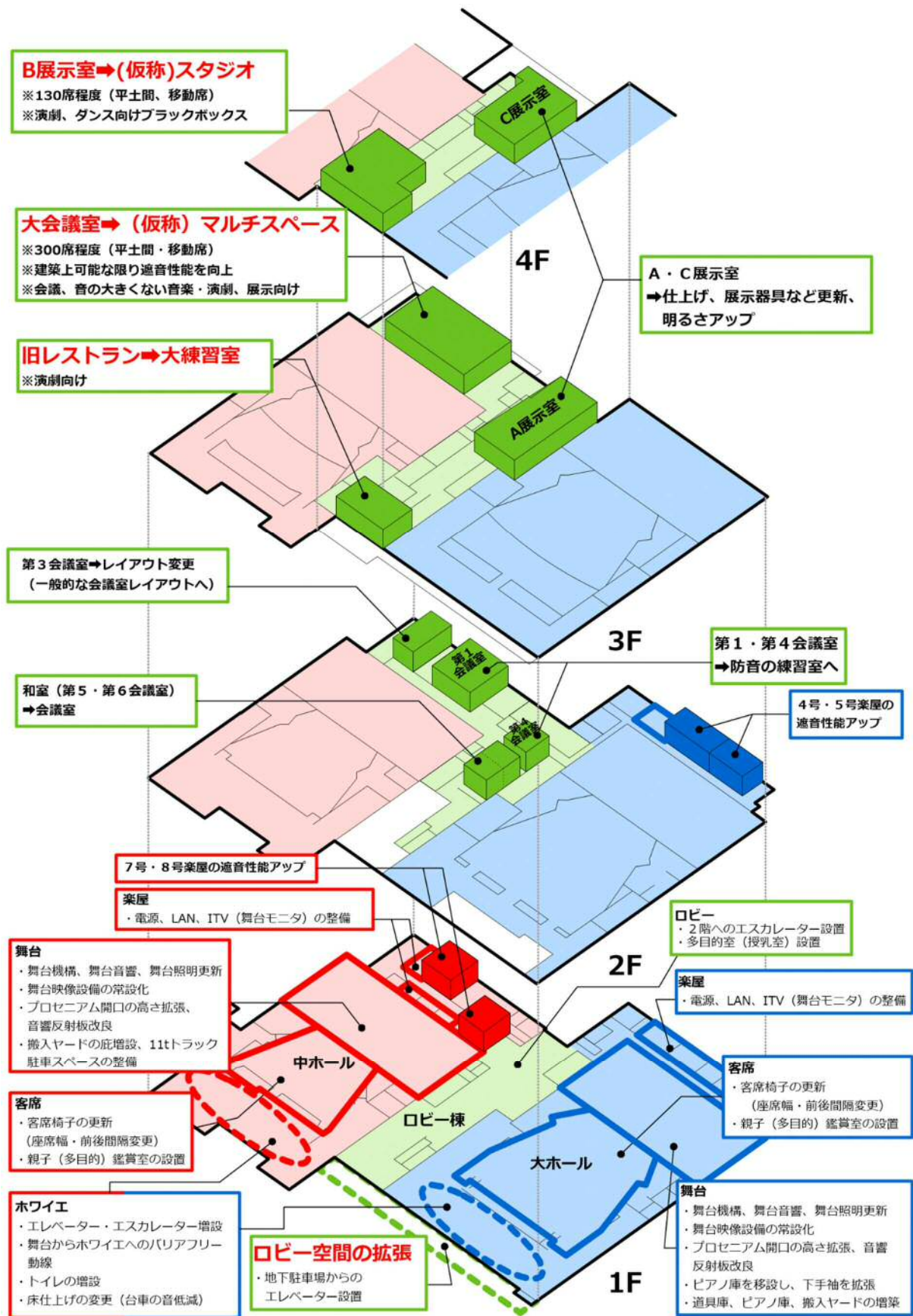
特に市民等からご意見が多かった大・中ホールの女性用トイレ不足については、「静岡市興行場法施行条例」及び空気調査・衛生工学会「衛生器具の適正個数算定法」に基づき必要な個数を検証し、女性用トイレを中心に全体的に便器の個数を大きく増やします。

【表 5 必要なトイレ個数】

| | | | 現状 | 必要な個数 |
|------|-----|-----|----|-------|
| 大ホール | 女性用 | 便器 | 28 | 55 |
| | | 洗面器 | 15 | 20 |
| | 男性用 | 大便器 | 8 | 13 |
| | | 小便器 | 22 | 20 |
| | | 洗面器 | 10 | 12 |
| 中ホール | 女性用 | 便器 | 20 | 29 |
| | | 洗面器 | 8 | 13 |
| | 男性用 | 大便器 | 6 | 6 |
| | | 小便器 | 14 | 16 |
| | | 洗面器 | 6 | 7 |



【図 5 改修後の施設イメージ】



【図 6 改修後の各階のイメージ】

Ⅳ. 再整備後の市民文化会館における管理運営

1. 新たな市民文化会館の運営方針

基本構想に示した果たすべき役割及び関連するワードを具現化する運営の方針として、次のとおり示します。

(1) 地域や歴史を活かした創造活動の強化

劇場法の理念を実現する施設として、地域の歴史文化や現在の地域資源、地域の人材を活かしたオリジナル作品の制作を、多様なアーティストと交流しながら推進します。また、社会包摂、育成、普及啓発といった市民が文化芸術を楽しみ、分かち合うための事業についても、アーティストとの交流、地域や地域人材との連携により実施する等、市民文化会館の創造活動を大きく強化します。

併せて、オンライン配信等によりオリジナル作品等の国内外への発信力の強化を推進し、「ユニークベニュー」として存在を高め、市民が誰でも文化芸術に触れられる環境づくり、長く創造活動を続けていくための人材育成等を実現します。

(2) 地域のイベントとの連携

本市では、春夏秋冬の季節ごとのイベントをまとめ、年4回のフェスティバルとして展開しています。「ストレンジシード静岡」や「ふじのくにせいかい演劇祭」「大道芸フェスティバル in 静岡」といった文化芸術に関連するものだけでなく、「静岡まつり」等の地域の良さを伝えるさまざまなフェスティバルと連携し、地域全体で盛り上げてより楽しいものとして「まち劇場」の理念の実現を図るとともに、「ユニークベニュー」である市民文化会館の認知度向上につなげます。

(3) 日常的な来訪の促進

改修においてロビー等の時間を過ごせる空間を作ることに加え、「いつも何かやっている」訪れて楽しい空間となるよう、広場やロビー等で日常的に催しや気軽に楽しめる体験等を提供します。併せて、催し等に参加しなくても、思い思いの時間を過ごしたり、会館職員等と気軽に会話を交わしたりと、それぞれの目的に合わせた過ごし方ができる快適な空間づくりを進めます。

創造活動の練習で市民文化会館を日々訪れる人、催しに参加する人、読書で時間を過ごす人など、さまざまな市民の「日常」が交わる場となり、「サードプレイス」として認知、定着するようにします。

(4) 社会包摂の取組

既に「ラウドヒル計画」で取り組んでいるように、障がいの有無などに関係なく誰でも創造活動への参加、公演等の鑑賞ができる環境づくりを推進します。

さらに、創造のプロセスにおいて異なる価値観や表現を認め合い、コミュニケーションを深めていく文化芸術の特性を活かして、さまざまな社会的課題を有する方々がよりよく生きるための力になるワークショップ等の事業を推進します。

表現すること、人と触れ合うことを通じて心身が健やかになり、互いの違いを尊重しあ

い、生きやすく、暮らしやすいまちになっていくことを目指します。

(5) 文化芸術活動の支援

市民文化会館の施設や設備に精通し、豊富な経験や専門的な知識に基づく相談対応、自主事業での施設を活かした使い方提案などを通じて貸館利用をサポートします。

また、日々の活動上の悩み、支援制度等の紹介、利用の上で必要な手配等のサポートなど、日常の活動から発表・公演までの課題解決を支援する相談窓口となり、「選ばれる施設」として施設、サービス両面から評価されるようにします。

2. 新たな市民文化会館の事業の方向性

「劇場が日常になる、日常が劇場になる」という基本理念を実現し、劇場として十分な役割を果たすために、再整備後の市民文化会館の管理運営業務には、以下のような取り組みを含むものとします。

これまで規模が限られてきた創造事業、あまり行われてこなかった社会包摂、育成、普及啓発、連携、情報等新たに取り組む事業が大幅に増えることとなります。

【表 6 市民文化会館の管理運営及び事業内容の分類と方向性】

| 大分類 | 小分類 | 内容 |
|------|------|---|
| 自主事業 | 創造 | 市民に対し、様々な文化芸術、地域文化等に触れる機会の提供や文化芸術活動に参加できる環境を整備するとともに、日頃の活動成果を発表する場を提供する。 |
| | 鑑賞 | 市民に対し、演劇、音楽、ダンス等多彩な文化芸術に触れる機会を提供する。 |
| | 社会包摂 | 様々な課題により生きづらさを感じている人々に対するプログラムや場を提供する。 |
| | 育成 | アーティストや地域文化の継承者、文化振興・まちづくりを推進するための人材や市民団体等の発掘、育成、支援を行う。 |
| | 普及啓発 | 市民に対し、演劇、音楽、ダンス等多彩な文化芸術について理解と関心を深める機会を提供する。 |
| | 連携 | 文化芸術活動を行うアーティスト、市民団体、周辺施設、周辺地域等との連携体制及び人的ネットワークを構築することにより、広く市民に対して様々な文化芸術や地域文化に触れる機会を創出する。 |
| | 情報 | 地域で活動するアーティストや団体の情報の収集・提供、文化芸術活動に関する相談窓口の設置、他の文化施設等の催し情報の収集・提供を行う。 |
| 貸館事業 | | 「選ばれる施設」として、受け身の「貸館」ではなくよりよい催し、活動を支える「貸館事業」として積極的に取り組む。ホールでの興行誘致、市民の活動支援を通じた各室の利用促進、よりよい発表となるための利用方法等の提案、安全管理、催事に関する関連サービス（設営人員、物品、弁当等の手配・紹介等）等を行う。 |

| | |
|------|---|
| 維持管理 | 施設、設備の保守点検・日常点検や設備の日常運転、警備、清掃、植栽管理、駐車場運営等を行う。 |
|------|---|

第3章 今後の進め方について

1. 再整備費用

1. 再整備方針策定時点の工事費

令和2（2020）年3月に策定した再整備方針では、下記の分類及び工事費概算のもと、「案2 創造的改修」を選択しました。基本計画ではこれをより詳細検討し、また再整備方針では検討していなかった広場、駐車場の改修についても検討を行い、工事費を算出しています。

【表 7 再整備方針における工事費】

| | 案1 安心・安全改修 | 案2 創造的改修 | 案3 地上部改築 | 案3—② 全面改築 |
|---------------------|------------------------------|---|--------------------|-------------------|
| 方向性 | ・バリアフリー ・耐震補強 ・劣化箇所の改修 | 案1に加えて ・創造機能追加 ・ホール仕様向上 ・内外装更新 | ・解体・建替え ・既存杭を残す | ・解体・建替え ・既存杭撤去 |
| 想定耐用年数 | 約40年 | 約40年 | 約60年 | 約60年 |
| 建物工事費 (広場・駐車場除く) | 約110億 | 約140億 | 約230億 | 約250億 |
| 休館想定期間 | 3年弱 | 3年強 | 6.5～8.5年 | 7.5年～10年強 |

2. 基本計画に基づく工事費

基本計画で記した市民文化会館の再整備の取り組みをすべて実施した場合の工事費は、約160億円となります。なお、再整備後の耐用年数は40年を想定しています。

【表 8 改修方針ごとの工事費】

| 改修方針 | 関連する優先順位 | 改修工事費 (広場・駐車場含む) |
|------------------------|--------------------|------------------------|
| 1 誰もが安全・安心に利用できる施設づくり | 1 安全・安心の確保 | 約63億円 |
| 2 創造機能の強化 | 2 使い勝手の向上 | 約8億円 |
| 3 「選ばれる施設」としての使い勝手の向上 | | 約45億円 |
| 4 賑わいの創出につながる魅力ある空間づくり | | 5 視覚的な新しさ、リニューアル感のアピール |
| 5 環境への配慮 | 3 環境負荷、ランニングコストの低減 | 約28億円 |
| | 4 建物の長寿命化 | |
| 合計 | | 約160億円 |

※第4次静岡市総合計画（令和5（2023）年度～令和12（2030）年度）での他施策との調整、法律・制度改正、物価の変動等により、変動する可能性があります。

II. 再整備手法の検討

1. 再整備手法

市民文化会館の再整備にあたっては、従来通りの発注方式のほか、大きく分けると次のような方式が考えられます。また、全てを従来発注とする場合、すべてをPFI等の民間活力導入の手法とする場合のほか、組み合わせによるものも想定されます。

【表 9 主な事業手法】

| 整備手法 | 内容 |
|-----------------|---|
| 従来発注方式 | 設計、施工、維持管理、運営をそれぞれ市が直接発注する方式。 |
| デザインビルド (DB) | 設計・施工一体発注を行い、スケジュールの短縮と施工性の向上を図る。(運営は別途、指定管理者を募集する) |
| DBO | 設計・施工及び維持管理、運営を一体発注する。(財源の調達＝公共) |
| PFI (RO) | 設計・施工及び維持管理、運営を一体発注する。(財源の調達＝民間) |

2. 再整備手法の選択にあたってのポイント

再整備の事業手法、事業範囲を決める際の検討ポイントは次のとおりとします。

(1) 基本理念に沿い、市の意向を反映できる施設整備、運営とすること

昨年度から市民意見、利用者意見を採り入れながらまとめた基本構想・計画の内容を確実に実現できる事業手法、事業範囲とすることを最優先事項とします。

(2) リスクの明確化を図り、公共・民間ともに不明なリスクの負担を避けること

元施工時の資料不足、耐震補強の検討不足等により公共・民間ともに想定以上にリスクを負うことのないよう、リスクをしっかりと洗い出し、分担を明確に分けられる事業手法、事業範囲とします。

また、要求水準の解釈により応募者ごとの提案内容にばらつきが生じることのないよう、なるべく詳細に、具体的に市の意向を伝えられる方策を選択します。

(3) より多くの応募者が参加でき、適切な競争のなかで最適なパートナーを選定できること

提案内容の前にコンソーシアム組成の時点で勝敗や応募可否が決してしまうことのないよう、より多くの事業者が応募しやすく、適切な競争環境のなかでパートナーとなる事業者を選ぶことのできる事業手法、事業範囲とします。

Ⅲ. 事業スケジュール

前項を踏まえて事業手法を決定し、設計・建設期間へとプロセスを進めます。

事業手法によってスケジュールに多少差異は生じますが、各プロセスには下表に記す程度の時間がかかるものと考えており、第4次静岡市総合計画の対象期間【令和5（2023）年度～令和12（2030）年度】内での再開館を目指して検討・調整を進めていきます。

| パターン | 年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-----------------------|-------------|-----------------------|---|------------------|---|-------------|----------|---|
| すべて従来発注の場合 | 基本設計・実施設計 | | | | | | | |
| | | | | 改修工事期間 = 休館期間 | | | | |
| | | | | | | 指定管理者 選定 | 開館 準備 | |
| すべて民間活力導入 (PF等)の場合 | 民間事業者 選定 | 設計・工事期間 (工事期間中は休館) | | | | | | |
| | | 開館準備 | | | | | | |

【図7 手法ごとの事業スケジュールイメージ】

なお、休館による市民の文化活動等への影響に対する方策について、引き続き検討を進めるものとします。

IV. 参考:基本設計への引継ぎ事項

1. 詳細検討の引継ぎ事項

基本計画の一部の事項については、基本設計での詳細検討が必要です。注意すべきポイントがある事項を次の通り挙げます。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 |
|--------|------------------------------|---|
| 大ホール | ホワイエにエスカレーター設置 | 階段幅を狭めず、構造に支障のない設置可能な場所を検討 |
| | 機械室等の空きスペースを活用した4階ホワイエトイレの追加 | 機械室、DS等のスペース最適化によりトイレ設置可能スペースを検討 |
| | 空調方式の比較検討 | ホールの空調について改修時の実現性含めて方式を比較検討 |
| 中ホール | ホワイエにエスカレーター設置 | 階段幅を狭めず、構造に支障のない設置可能な場所を検討する。 |
| | 搬入口横外階段の内階段化 | 中ホール楽屋と2階会議室をつなぐ動線として内階段化したい。設計段階において消防法、構造等詳細検討を行い実現可能性を検討 |
| | ガバナー室、井戸等への車動線の確保 | 搬入口増築により塞がる動線の代わりに人工台地側からの動線を検討 |
| | 3階にトイレを増築または機械室をトイレに転用 | 下部構造への負荷確認及び、関係者協議により実現可能性を検討 |
| | 空調方式の比較検討 | ホールの空調について改修時の実現性含めて方式を比較検討 |
| ロビー棟 | 2階へのエスカレーター設置 | 共用部の空間を狭めない形での設置可能性を検討 |
| | 多目的室(授乳室)の設置場所 | |
| | 高架水槽の縮小、直接給水検討 | 上下水道局との調整により縮小可能性を検討 |
| 屋外 | ロビーの拡張 | 関係先と協議・調整し、法的にクリアな実現策を検討 |
| | 屋外庇の設置 | |
| | 機械室(受水槽)増築検討 | 駐車場動線向上のため、地上に機械室を増築して地下受水槽を移設し、受水槽室の壁の撤去が可能か検討 |
| 駐車場 | ロビー屋外に上がる階段の設置 | 梁のない場所で階段開口がとれる位置を検討 |

2. 総事業費調整のなかで、可能であれば取り組みたい事項

現時点では、基本計画の「II 施設計画」で記した内容をもとに事業費を積算し、実施可否の検討を行っています。ただし、ここに5つの優先順位で示した内容よりも優先度が下がるために、記載を見送った事項があります。

基本設計を進めるなかで、基本計画段階よりもコスト縮減や効率化が可能となった場合に取り入れを検討できるよう、次に書き記すものとします。

| 施設等の名称 | 改修内容 | 詳細 |
|--------|----------------------|---|
| 中ホール | 荷物用リフト等の設置 | 奈落であった空間を倉庫とし、倉庫にアクセスするリフトを検討 他施設から奈落倉庫への動線も検討 |
| ロビー棟 | 事務室を2階のアクセスしやすい場所に変更 | 2階の会議室の改修と動線・機能を整理し、階段またはエスカレーター近くへの変更可能性を検討 |